



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針及び IFRS®サステナビリティ開示基準に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は [2024 年 4 月 22 日から 25 日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

リサーチ及び基準設定

- [IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー-6）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [無形資産（アジェンダ・ペーパー-17）](#)
- [IFRS 第 9 号の適用後レビュー – 減損（アジェンダ・ペーパー-27）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー-30）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー-12）](#)
- [気候関連コミットメント（IAS 第 37 号）（アジェンダ・ペーパー-12A）](#)
- [引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号）（アジェンダ・ペーパー-12B）](#)
- [IFRIC Update 2024 年 3 月（アジェンダ・ペーパー-12C）](#)
- [財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー-14）](#)
- [引当金一時的を絞った修正（アジェンダ・ペーパー-22）](#)
- [「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー-32）](#)

作業計画の概要

IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2024 年 4 月 25 日に会合し、IASB が作業計画上のテクニカル・プロジェクトの優先度の決定に役立てるための枠組みの案について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は提案している枠組みに対するフィードバックを IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会及び IFRS 諮問会議から求める。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）

IASB は 2024 年 4 月 24 日に会合し、情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」に対する利害関係者のフィードバックを分析した。当該分析で扱ったのは、以下の適用に関して利害関係者が提起した事項である。

- IFRS 第 15 号の他の IFRS 会計基準書との適用（アジェンダ・ペーパー6A から 6E）
- 顧客に支払われる対価及び取引価格の算定における重大な金融要素に関する IFRS 第 15 号の要求事項（アジェンダ・ペーパー6F）

IFRS 第 15 号の IFRS 第 9 号との適用（アジェンダ・ペーパー6A）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 価格引下げの会計処理
- b. IFRS 第 15 号から生じた負債の会計処理
- c. IFRS 第 15 号の IFRS 第 9 号「金融商品」との適用のその他の諸側面

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 第 15 号の IFRS 第 3 号との適用（アジェンダ・ペーパー6B）

フィードバックに対応して、IASB は以下に関する事項について追加の行動を取らないことを暫定的に決定した。

- a. 企業結合の一部として取得した契約資産及び契約負債の測定
- b. IFRS 第 15 号の IFRS 第 3 号「企業結合」との適用のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 8 名が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(b)に賛成した。

IFRS 第 15 号の IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号との適用（アジェンダ・ペーパー6C）

フィードバックに対応して、IASB は、IFRS 第 15 号の IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」との適用に関連した事項の優先度を、IFRS 第 15 号の適用後レビューの一部としてではなく次回のアジェンダ協議において検討することを確認すると決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 第 15 号の IFRS 第 16 号との適用（アジェンダ・ペーパー6D）

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 開始予定の IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューにおいて、資産の移転がセール・アンド・リースバック取引の中の売却であるかどうかの評価に関する適用上の事項についての追加的な証拠を収集する。
- b. 以下に関する事項について追加の行動を取らない。
 - i. リース構成部分と非リース構成部分とを含んでいる契約の会計処理
 - ii. IFRS 第 15 号の IFRS 第 16 号の適用のその他の諸側面

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IFRS 第 15 号の他の IFRS 会計基準書との適用（アジェンダ・ペーパー6E）

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. サービス委譲のインフラストラクチャーを維持又は修復する契約上の義務に関する IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」の要求事項の適用に関する事項を、優先度が低いものとして分類する。
- b. IFRS 第 15 号の他の IFRS 会計基準書との適用に関するその他の事項について追加の行動を取らない。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名が決定(a)に賛成した。議長が追加の投票権を行使して、この決定を 8 対 7 の可決とした。14 名の IASB メンバーのうち 13 名が決定(b)に賛成した。

取引価格の算定—顧客に支払われる対価及び重大な金融要素（アジェンダ・ペーパー6F）

フィードバックに対応して、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 顧客に支払われる対価に関する事項を優先度が低いものとして分類する。
- b. 以下に関する事項について追加の行動を取らない。
 - i. 重大な金融要素を含んでいる契約についての割引率
 - ii. 重大な金融要素の会計処理のその他の諸側面

14 名の IASB メンバーのうち 11 名が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバー全員が決定(b)に賛成した。

次のステップ

IASB は、以下に関する残りのフィードバックについて議論する。

- a. 情報要請
- b. 更新した学術論文レビュー

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2024 年 4 月 23 日に会合し、次のことを行った。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」の第 50 項から第 53 項における最低限の金利についての提案を再審議した（アジェンダ・ペーパー9A）。
- 料金規制対象活動に関する公表予定の IFRS 会計基準書（公表予定の RRA 基準書）の範囲から、IFRS 第 17 号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約から生じる可能性のある規制資産及び規制負債を除外すべきかどうかについて議論する（アジェンダ・ペーパー9B）。
- 公開草案における IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の修正案を再審議する（アジェンダ・ペーパー9C）。

将来キャッシュ・フローの算定—最低限の金利（アジェンダ・ペーパー9A）

公表予定の RRA 基準書について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 規制資産に係る規制料金算定利率が、規制資産から生じる将来キャッシュ・フローにおける貨幣の時間価値及び不確実性について企業に補償するのに不十分である可能性を示す兆候があるかどうかを評価すること、並びに最低限の金利が規制料金算定利率よりも高い場合には最低限の金利を割引率として使用することを企業に要求するという提案を維持する。
- b. 適用指針において、(a)に記述した評価を行う企業は、規制資産に係る最低限の金利を計算することも、規制資産に係る規制料金算定利率が(a)に記述したように不十分である可能性を示す兆候の網羅的な調査を行うことも要求されないことを明確化する。
- c. すべての状況において規制料金算定利率を規制負債に係る割引率として用いることを企業に要求する公開草案の第 53 項における提案を維持する。

- d. 最低限の金利の見積りに関するガイダンスを提供し、当該ガイダンスに、当該見積りを企業が行うのに役立つために他の IFRS 会計基準書において用いる原則を含める。
- e. 原価又は数量の見積りと実績との間の差異から生じる規制資産に対する最低限の金利に関する提案を企業が適用することを免除し、規制機関が将来の規制料金に含めるべき最終的な残高を決定した時点で当該要求事項を適用することを企業に要求する。
- f. (e)に記述した免除を適用することを選択する企業に対して、その旨及び企業が当該免除を適用した報告期間の末日現在の規制資産の帳簿価額を開示することを要求する。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名が決定(a)から(c)に賛成した。議長が追加の投票権を行使して、これらの決定を 8 対 7 の可決とした。14 名の IASB メンバー全員が決定(d)から(f)に賛成した。

範囲—IFRS 第 17 号との相互関係 (アジェンダ・ペーパー9B)

IASB は、公表予定の RRA 基準書の範囲から、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約において課される保険料が規制の対象である場合に生じる可能性のある規制資産及び規制負債を除外することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IFRS 第 3 号及び IFRS 第 5 号の修正 (アジェンダ・ペーパー9C)

IASB は公開草案における以下の提案を維持することを暫定的に決定した。

- a. 取得した規制資産及び引き受けた規制負債について IFRS 第 3 号での認識及び測定の実則に対する例外を設ける。
- b. 規制資産を IFRS 第 5 号の範囲から除外する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は引き続きプロジェクト提案について再審議する。

無形資産 (アジェンダ・ペーパー17)

IASB は 2024 年 4 月 23 日に会合し、リサーチ・プロジェクトを開始し、当該プロジェクトに関して行う当初の作業について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、プロジェクトの計画に情報を与えるのに役立つため、諮問機関及び他の利害関係者と協議する。

IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損 (アジェンダ・ペーパー27)

IASB は 2024 年 4 月 24 日に会合し、IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の要求事項の適用に関する事項に対するフィードバックについて議論した。特に、IASB は企業が減損の要求事項を以下にどのように適用するのかについて議論した。

- a. ローン・コミットメント及び金融保証契約
- b. 購入又は組成した信用減損金融資産
- c. IFRS 第 9 号の他の要求事項 (金融資産の条件変更、認識の中止又は直接償却など)

- d. 他の IFRS 会計基準書（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を含む）における要求事項（[アジェンダ・ペーパー6A](#)も参照）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 金融保証契約に関する事項を優先度の低いものとして分類し、これらの事項を次回のアジェンダ協議の間に検討する。
- b. IFRS 第 9 号の減損の要求事項を当該基準書の他の要求事項（すなわち、金融資産の条件変更、認識の中止及び直接償却についての要求事項）とともに適用することから生じる事項について追加の行動を取らない。IASB は、これらの事項を[償却原価測定](#)についてのパイプライン・プロジェクトの一部として検討することをすでに決定している。
- c. 議論した他の事項について追加の行動を取らない。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画で識別された他のトピックに関するフィードバックについて議論する。

IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2024 年 4 月 22 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

第 23 章「顧客との契約から生じる収益」の改訂案—開示要求（アジェンダ・ペーパー30A）

IASB は、各区分に分解した収益（最低限、以下から生じた収益を区別して示す）を開示することを SME に要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 財の販売
- b. サービスの提供
- c. ロイヤルティ
- d. 手数料
- e. 他の重大な種類の顧客との契約から生じる収益

その代わりに、改訂後の IFRS for SMEs 会計基準の第 23 章に次のものを含めることを暫定的に決定した。

- a. SME が財務業績を描写する区分に分解した収益を開示するという要求
- b. SME が用いることが適切となる可能性のある分解の区分の例示

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は以下を開示することを SME に要求する提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高
- b. 当報告期間に認識した収益のうち当期の期首現在で契約負債に含まれていたもの
- c. 顧客との契約を履行するために生じたコストから認識した資産の期末残高（資産の主要な区分ごとに）

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は SME に次のことを要求する提案を撤回することを暫定的に決定した。

- a. 過去の期間に充足又は部分的に充足された約束から当報告期間に認識した収益を開示すること

- b. 顧客との契約を履行するために生じたコストから認識した資産から当報告期間に認識した償却及び減損損失の金額を開示すること
- c. 未充足の約束の重大性の定量的又は定性的な説明及びそれが充足されると見込まれる時期を示すこと

14名のIASBメンバーのうち11名が決定(a)に賛成し、14名のIASBメンバー全員が決定(b)から(c)に賛成した。

IASBは次のことをSMEに要求することを暫定的に決定した。

- a. SMEが顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質の記述を開示する（他の者が財又はサービスを顧客に移転しよう手配する約束を強調して）。
- b. SMEが次のことを行った際に財務諸表に認識した金額に重大な影響を与えた判断を説明する。
 - i. 取引価格の算定
 - ii. 契約で識別された約束への取引価格の配分

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、基準の4.11項(b)を修正して、営業債権及びその他の債権を未請求の未収収益から生じた債権を区分して示すようにSMEが細分するという要求を削除する。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

第12章「公正価値測定」の改訂案—より平明な文言の使用（アジェンダ・ペーパー30B）

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準の第3版の新規及び改訂後の章において、より平明な文言を使用できるかどうかを検討する。
- b. 基準の提案している新しい第12章に、IFRS第13号「公正価値測定」で使用されている「最有効使用」の定義を含める。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

グループ内の金融保証契約（アジェンダ・ペーパー30C）

IASBは、対価ゼロで発行されたグループ内の金融保証契約を第21章「引当金及び偶発事象」を適用して測定することを検討すると暫定的に決定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供しているSMEに予想信用損失モデルの使用を要求することの潜在的な影響についてのフィードバックからの発見事項について議論する。IASBは、公開草案での提案（発行した金融保証契約及び経過措置についての提案を含む）を引き続き再審議する。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

IASBは、2024年4月25日に会合し、次のことを行った。

- IFRS解釈指針委員会の2024年3月の会議で議論された2件のアジェンダ決定を検討した（アジェンダ・ペーパー12A及びアジェンダ・ペーパー12B）。

- ・ 当該会議についてのアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー12C）。

気候関連コミットメント（IAS 第 37 号）（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、アジェンダ決定「気候関連コミットメント（IAS 第 37 号『引当金、偶発負債及び偶発資産』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は 2024 年 4 月に [IFRIC Update 2024 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）の補遺として公表される。

引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号）（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、アジェンダ決定「引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号『企業結合』）」に反対するかどうかを問われた。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

このアジェンダ決定は 2024 年 4 月に [IFRIC Update 2024 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）の補遺として公表される。

IFRIC Update 2024 年 3 月（アジェンダ・ペーパー12C）

IASB は委員会の 2024 年 3 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[IFRIC Update 2024 年 3 月](#)（[日本語訳](#)）において公表された。

IASB は何も決定を求められなかった。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14）

IASB は、2024 年 4 月 22 日に会合し、次のことについて議論した。

- ・ プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー14A）
- ・ 公開草案の書面投票のプロセスを開始するために取ったデュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー14B）

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー14A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準をどのように適用するかを例示する設例を設ける。
- b. 当該設例を IFRS 会計基準に付属する設例として含める。
- c. 当該設例に関して利害関係者からフィードバックを得るために公開草案を公表する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス及び書面投票プロセスを開始する許可（アジェンダ・ペーパー14B）

IASB は公開草案について 120 日のコメント期間を設定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は公開草案を 2024 年第 3 四半期に公表する見込みである。

引当金を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）

IASB は 2024 年 4 月 25 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の考え得る修正について議論した。これらの修正は以下に関するものである。

- 現在の義務という認識規準（アジェンダ・ペーパー22A）
- ある期間における企業の活動の指標が所定の閾値を超える場合に支払われるコスト（閾値を契機とするコスト）（アジェンダ・ペーパー22B）
- 割引率の決定についての適用指針（アジェンダ・ペーパー22C）
- 割引率に関する情報の開示についての要求事項（アジェンダ・ペーパー22D）

現在の義務という認識規準（アジェンダ・ペーパー22A）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「負債」の定義及び IAS 第 37 号において適用される現在の義務という認識規準の文言を更新して、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の負債の定義に合わせる。
- b. 現在の義務という認識規準を支える要求事項を次のことによって明確化する。
 - i. 当該規準の中の 3 つの条件を分解して説明する。
 - ii. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する適用ガイダンスにおける決定ツリーを拡張して、引当金を認識するか、偶発負債を開示するか、どちらも行わないかのいずれにすべきかを決定するために企業が従うことのできるプロセスを示す。
- c. 現在の義務という認識規準を支える要求事項を、「概念フレームワーク」における概念に基づく新たな要求事項に置き換え、その後 IFRIC 第 21 号「賦課金」を廃止する。
- d. リストラクチャリング引当金についての適用上の要求事項の説明の文言を、要求事項を変更せずに改善する。
- e. IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する適用ガイダンスに新たな設例を追加し、既存の設例のいくつかについての結論の説明を、結論を変更せずに更新する。
- f. ネットゼロ移行のコミットメントに具体的に関連する要求事項を追加しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

閾値を契機とするコスト（アジェンダ・ペーパー22B）

IASB は、閾値を契機とするコストについて、次のことを定めて、IAS 第 37 号に適用上の要求事項を追加するよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 閾値を契機とするコストについての現在の義務は、当該コストが測定される対象となる活動の総量に寄与する活動を企業が行うにつれて発生する。
- b. 測定期間内のどの日においても、現在の義務の金額は、測定期間について見積ったコストの合計額の一部分である（その一部分とは、その日までに行われた活動に起因する金額である）。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

割引率—適用指針（アジェンダ・ペーパー22C）

IASBは次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 引当金に係る割引率に反映される貨幣の時間価値は、リスクフリー金利で表されることを明確化する。
- b. 貨幣の時間価値の見積りについては追加の適用指針を提供しない。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

割引率—開示要求（アジェンダ・ペーパー22D）

IASBは、引当金の各クラスについて、以下の開示を企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 引当金の測定に用いた率
- b. その率を決定するために用いたアプローチ

14名のIASBメンバー全員が決定(a)に賛成し、14名のIASBメンバーのうち13名が決定(b)に賛成した。

次のステップ

IASBはIAS第37号の修正に関する提案について引き続き議論する。

「公的説明責任のない子会社：開示」基準書の更新（アジェンダ・ペーパー32）

IASBは2024年4月25日に会合し、IASBが公表予定のIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を5月に公表した後、公表することを計画しているキャッチアップ公開草案について議論した。

発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー32A）

IASBはIFRS第19号の修正案の発効日及び経過措置について議論した。

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 要件を満たす子会社に対し、IFRS第19号の修正案を2027年1月1日（当該基準書自体の発効日と同じ）に適用することを要求する。
- b. 要件を満たす子会社がIFRS第19号の修正案を発効日より前に採用することを認める。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー32B）

IASBはキャッチアップ公開草案について120日のコメント期間を設定した。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守しており、キャッチアップ公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

キャッチアップ公開草案における提案に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB はキャッチアップ公開草案の書面投票プロセスを開始する。